第２６号様式（第１６条関係）

年　　月　　日

　　山梨県知事　殿

届出人

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

学校法人理事等就（退）任届出書

　　このたび学校法人　　　　の理事・監事・評議員・会計監査人に次のとおり変更がありましたので、私立学校法施行令第６条第２項の規定により関係書類を添えてお届けいたします。

添付書類

１　理事、監事及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿及び新旧対照表

２　理事、監事、評議員又は会計監査人の就任に係るものである場合

（１）私立学校法施行規則第３条第１項第５号から第８号までに掲げる書類

（２）理事が私立学校法第３１条第２項（同法第１５２条第６項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類

（３）理事のうちに、私立学校法第３１条第４項第２号（同法第１５２条第６項において準用する場合を含む。）に掲げる者が１人以上（大臣所轄学校法人等（同法第１５２条第６項において準用する場合にあつては、同項において準用する同法第１４３条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、２人以上）含まれていることを証する書類

（４）評議員が私立学校法第６２条第２項（同法第１５２条第６項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類

（５）理事又は理事会が選任した評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないことを証する書類

（６）理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあつては、寄附行為所定の手続（私立学校法第３０条第２項（同法第１５２条第６項において準用する場合を含む。）に規定する手続（同法第３０条第２項の手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人（同法第１５２条第６項において準用する場合にあつては、準学校法人）にあつては、評議員会の決議）を含む。）を経たことを証する書類

（７）会計監査人の就任に係る届出にあつては、評議員会の決議を経たことを証する書類